

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和5年3月24日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分は違法又は不当であると主張し、本件処分の取消しを求めているものと解される。

生活保護の受給に際し、処分庁から受給期間中の医療費が10割負担であることの説明がなく、生活保護費の返還について10割の医療費返還を求められることに納得できない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 8月26日	諮問
令和7年11月13日	審議（第106回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、上記基準によって、法11条1項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 費用返還義務

ア 法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならないとしている。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号。厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。」とし、同時に「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」としている（以下、この取扱いを「自立更生免除」という。）。

ウ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-5・答(1)によれば、法63条に基づく返還額決定の際にその一

部又は全部の返還を免除することの可否について、法63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであるから、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとし、同・(2)・エは、課長通知と同様に自立更生免除について記載している。

(3) 相続による資力及びその発生時点

問答集問13-6・答(2)によれば、被保護者が財産を相続することとなったが、相続人が多数のため遺産分割手続に期日を要した場合の資力の発生時点について、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの(民法882条及び896条)としており、また、共同相続人は、協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずること(民法909条)としていることから、法63条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであるとしている。そして、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなっている。

(4) 保護と国民健康保険法との関係

国民健康保険法は、法による保護を受けている世帯(その保護を停止されている世帯を除く。)に属する者は、国民健康保険の被保険者としなしていない(6条9号)。

そして、問答集問13-6・答では、法63条の適用に当たっては、国民健康保険加入者が医療費を要する場合、他法他施策等を活用した場合には高額療養費の自己負担限度額までの借入れで済むものが、生活保護を適用した場合には医療費の全額が返還額決定の対象となること等を説明し、適正な債権管理が行われるように対応する必要がある旨記載されている。

(5) 課長通知及び問答集の位置付け

課長通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行

に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

上記1の法令等の定めを前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

(1) 法63条の規定の適用について

法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において、保護の実施機関に対してその定める額を返還しなければならないとされている（1・(2)・ア）。

請求人は、令和4年12月16日時点で2,500,000円の遺産収入を相続により得たことが認められるから、これにより、法63条の規定にいう「資力」が発生したものと認められる。

そして、遺産相続の場合に法63条の規定に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきである（同・(3)）。そのため、処分庁は、本件被相続人の死亡日である平成29年12月11日以降の期間に請求人に対して実施した保護については、法63条が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるのにも関わらず、保護を受けたとき」に該当する事実があるものとして、本件処分により、この間に支給された保護に要した費用の範囲で、請求人が返還すべき金額を決定したものと認められるから、法63条の規定を適用して本件処分を行ったことは、前記1の法令等の定めにも則ったものといえることができる。

(2) 本件処分による返還金額について

処分庁は、請求人の令和4年12月16日付けの収入申告に基づき、遺産相続金として2,500,000円を資力と認め、保護開始日である令和4年9月2日から同年12月15日までの支給済保護費1,631,956円（別紙「返還金額算定表」の支給済保護費欄参照）を上回ることが認められたことから、法63条の規定による返還金額の対象を、支給済保護費の全額としたことが認められる。

また、担当職員が保護廃止及び保護費の返還について説明した際、請求人からは、医療費の返還額が高額であることへの不満が述べられたものの、自立更生等の費用に関する申出はなかったことから、控除を認めるべき事由に該当するような事情があったとは認められない。

そして、処分庁が、資力発生日以降の支給済保護費の総額である1,

631,956円全額の返還を求めても、請求人には、令和5年1月11日に収入申告した金額(860,137円)を含めると、なお1,728,181円の残余金があり、支給済保護額の全額を返還額とすることにより、請求人の自立を著しく阻害するものとも認められないから、支給済保護費の全額を返還対象額とした本件処分は、上記1の法令等に則ってなされたものであり、また、違算も認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、第3のとおり、生活保護の受給に際し、処分庁から受給期間中の医療費が10割負担であることの説明がなく、生活保護費の返還について10割の医療費返還を求められることに納得できない旨主張する。

この点、問答集問13-6(答)(上記1・(4))のとおり、処分庁には、医療費の全額が返還額決定の対象となること等を説明する必要があるところ、担当職員から請求人の母親に対し、廃止決定が出るまでの期間に受診した際の医療費は自己負担になる旨を伝えていることは認められるものの、保護開始時から遡及して医療費の全額が返還対象であるとの詳細な説明を行ったことを示す資料は見当たらない。

しかしながら、処分庁は保護開始時に請求人に対し、遺産相続金については法63条を適用して返還金が生じる旨の説明を行っていることが認められ、上記2のとおり、請求人には法63条の適用に伴い、被相続人の死亡時(保護開始以降)から保護廃止まで(令和4年9月26日から令和5年12月15日まで)の保護費の返還義務が生じているのであるから、仮に、医療費がその返還額の大半を占めるとしても、このことにより請求人が、法63条適用に伴う保護費の返還義務を免れるものではない。

以上のことから、本件処分に取り消すべきほどの違法・不当があったものと解することはできず、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 付言

上記のとおり、現行法によれば、生活保護の被保護者は医療保険の被保険者とはなりえないとされていることから、健康保険制度の被保険者から除外され、医療扶助として医療費10割負担分を取得していたという前提のもとで、将来医療費全額の返還が求められることは一般に起こりうる状況にある。そこで、保護の実施機関においては、法63条に係

る上記取扱いに関して、保護を申請しようとする者から十分な理解を得ておくことが不可欠である。確かに、本件においても、処分庁は請求人に対して、保護廃止決定までの期間に生じた医療費が、請求人の自己負担になることを説明していることが認められる。しかしながら、本件においても審査請求がなされ、本件以外でも、法63条に基づく医療費の取扱いをめぐっては審査請求や行政訴訟が提起されているといった事実を鑑みると、当該取扱いに関する理解は一般市民にとって決して容易なものではない。また、医療費が高額である場合は、申請者の経済的負担は更に大きいものとなる。したがって、処分庁は、相談者ないし申請者の事情に即して、具体的かつ丁寧に説明を尽くすことが望まれる。

また、本件のように、相談や保護の開始を検討する時点において、遺産の相続や未受給年金の受給申請等により現金化できる資産を有しており、保護決定後に法63条による返還や保護の廃止が見込まれる事例においては、生活困窮者自立支援制度や社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付など他制度の活用も含め、十分な情報提供と具体的選択肢の提示を通じて、処分庁として丁寧なケースワークにより、相談者が自立的生活のため一層合理的な選択をできるように努めることが望まれる。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙(略)